

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年6月6日

和泉市監査委員 船富 康次
和泉市監査委員 坂本 健治

令和6年度

財政援助団体等監査結果報告書に基づく
措置内容報告書

和泉市監査委員 船 富 康 次 様
和泉市監査委員 坂 本 健 治 様

一般財団法人 和泉市文化振興財団

令和6年度財政援助団体等監査結果報告による措置内容報告

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、令和6年度の財政援助団体等監査による措置を講じたので、次のとおり報告します。

目 次

	頁
第1 監査報告書 -----	4
第2 監査の対象団体 -----	4
第3 監査の対象年度 -----	4
第4 監査の主な着眼点 -----	4
第5 措置内容 -----	4

令和6年度財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置状況

第1 監査報告書 令和7年2月4日付け監査報告第8号

第2 監査の対象団体 一般財団法人 和泉市文化振興財団

第3 監査の対象年度 令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

第4 監査の主な着眼点

令和5年度の出納その他の事務執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として下記のとおり実施した。

- (1) 出納その他の事務の執行は、関係する法令や条例等に基づいて適切に行われているか。
- (2) 市の関係部署が期待する効果を得るために、業務を実施するにあたって最適な実施方法を選択しているか。
- (3) 業務を遂行するにあたって、業務の方向性について十分に市の関係部署と連携して遂行しているか。
- (4) ガバナンス体制は、十分に構築されているか。
- (5) 市からの委託料等を財源とした事業は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。

第5 措置内容

(ア) 会計処理規程における保有限度額を超過した現金の保管について

一般財団法人 和泉市文化振興財団（以下「財団」という。）の会計処理規程第17条において、財団が保有する現金は50万円以内とされているところ、令和6年3月31日時点の現金残高は1,005,161円であり、会計処理規程における保有限度額を超過した現金が保管されていた。また、現金出納帳を閲覧したところ、令和5年度中においてほとんど常時50万円を超える現金が保管されていた。

会計処理規程における保有限度額を超過しないように現金残高を管理されたい。また、釣銭などの目的としての現金残高も保管しているとのことであったが、会計処理規程の定めについても「釣銭何々円」、「小口現金何々円」などのように現金の種類ごとに必要な現金残高の金額を改めて精査し、必要に応じて規程の改定を検討されたい。

なお、規程の改定を検討する際には、入館料のキャッシュレス化の進展状況を踏まえて、保有すべき釣銭残高の縮減についてもあわせて検討されたい。

【措置内容】

保有する現金残高の内訳は、切手や図録、消耗品などの購入費、両替手数料等に要する経費として750,961円、つり銭として249,300円となっています。

今後は、来館者の利便性の向上を図るべく令和6年度に導入したセミセルフレジ（キャッシュレス対応）の利用状況や年間平均来館者数を踏まえ、必要最小限の保有現金となるよう精査するとともに必要に応じ会計処理規定の改定を行ってまいります。

（イ）立替払いについて

財団の庶務規程及び会計処理規程においては、何らかの支出をする際には事前の決裁が必要とされており、理事・職員による立替払いは想定されていないところ、図録代など理事・職員による立替払いが見受けられた。

会計処理規程に従った適正な執行に努められたい。また、図録代など理事・職員による立替払いを行うことがやむを得ない場合も考えられるため、金額の上限などの制約を設けた上で、立替払いを一部認めるような規程の改正を検討されたい。

【措置内容】

これまで立替払いを行った場合は「物品購入依頼書兼保存台紙」に領収書を添付し、用途を明確にしたうえで決裁を得て会計処理を行っていましたが、今後は、会計処理規程に立替払いの取扱いを定め、正しく会計処理を行ってまいります。

（ウ）立替金のマイナス残高について

令和6年3月31日時点の貸借対照表において、立替金が△54,269円とされており、マイナス残高で計上されていた。当該立替金は、財団による立替であり、毎年7月頃に向こう1年分を概算払いする労働保険料がその内容である。

当該立替金の会計処理は、7月頃の概算払いの際に立替金を計上し、毎月の給与計算において従業員負担分を立替金残高から減額するものであり、原則としてマイナス残高になることはない。

過年度の決算時点から立替金のマイナス残高となっているが、その要因を精査するとともに、適正な会計処理をされたい。

【措置内容】

立替金がマイナスとなった要因は次のとおりです。

①毎月の給与計算において発生する従業員負担分の金額は、その都度、立替金残高からマイナスするので、従業員負担分の金額の累計額が概算保険料の金額に達すると、立替金残高は0になる。

②立替金残高が0になった後、従業員負担分の金額は、本来「預り金」として処理すべきところ、立替金からマイナスしていた。

今後は、立替金残高の管理を確実に実施し、正しく会計処理を行ってまいります。

(エ) リース契約車両に関する会計処理について

「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」によると、ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うとされている。

また、リース契約1件当たりのリース料総額の金額的重要性が乏しいリース取引については、資産計上せずに賃借料（費用）として会計処理する簡便的な取扱いが容認されているが、この金額的重要性については、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下であるかによって判断することとされている。

この点、財団の令和5年度決算においては、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えているものの、金額的重要性が乏しいという判断により、賃借料（費用）として会計処理されているリース契約（車両）が見受けられた。

ファイナンス・リース取引の会計処理について、簡便的な取扱い（リース料総額を賃借料として費用処理する方法）を行うにあたってはリース物件取得時において、当該リース契約のリース料総額を十分に確認し、適切に対応されたい。

【措置内容】

今後は、車両にかかるリース契約について、「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」に基づき、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以上の場合は、減価償却費として計上するように改めてまいります。

(オ) 臨時職員の期末手当に関する賞与引当金について

「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」によると、算定期間が年度末をまたがる賞与については、勤務期間に応じた費用を算定するために、賞与引当金を計上することが求められている。具体的には、令和5年3月末時点で在籍していた臨時職員の期末手当については、令和4年度期末決算の決算整理仕訳において賞与引当金を計上したうえで、当該賞与引当金を令和5年6月の期末手当支払時に取り崩す会計処理を行うこととされている。

この点、財団の令和5年度決算において、過年度決算時に賞与引当金が計上されていなかったことにより、令和5年6月に支払が行われた臨時職員の期末手当（基準日6月1日）について全額賃金勘定で費用処理されていた¹。

期末手当に関する賞与引当金について、決算ごとにその計上の要否を十分に確認し、適正な会計処理をされたい。

なお、財団の規定類である「一般財団法人和泉市文化振興財団臨時職員の雇用に関する要綱」第8条第5項においては、基準日以前6か月間（以下、「対象期間」と言う。）の雇用期間に基づいた期末手当の金額算定に関する定めがあることから、これに基づくと次の会計処理が正しいものと考えられる。

¹ 令和5年度末時点においては令和6年度中まで引き続き在籍予定の臨時職員がいなかったため賞与引当金の計上を行う必要はない。

① 令和4年度期末決算時における決算整理仕訳

令和4年度中から在籍していた臨時職員へ令和5年6月に支払われる期末手当見込額(102,830円)の対象期間既経過分(令和4年12月～令和5年3月の4か月分=102,830円÷6か月×4か月=68,553円)を賞与引当金として負債計上し、当該賞与引当金の繰入額を令和4年度中に発生した費用として計上する。

賞与引当金繰入 68,553円 / 賞与引当金 68,553円

② 令和5年6月の期末手当支払時における仕訳

臨時職員への令和5年6月期末手当支払時において、令和4年度期末決算の決算整理仕訳で計上した賞与引当金を取り崩し、期末手当との差額を賃金として費用処理する²。

賞与引当金 68,553円 / 当座預金 77,853円

賃金 34,277円 / 預り金(社会保険料・所得税) 24,977円

【措置内容】

今後は、賞与引当金について、「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」に基づき、計上してまいります。

(カ) 正味財産増減計算書における受取地方公共団体受託料の計上区分について

財団が市から受託している委託業務については、正味財産増減計算書の経常収益中の「受取補助金等」の区分に計上されている。しかし、公益会計基準上、受託業務は補助金ではなく、本来、経常収益中の「事業収益」に計上するものと一般的に解されている。

正味財産増減計算書における受取地方公共団体受託料の計上区分について、経常収益中の「事業収益」に改められたい。

【措置内容】

今後は、市から受託している業務委託料について、「公益会計基準」に基づき、事業収益に計上するように改めてまいります。

(キ) 財務諸表に対する注記について

公益法人会計基準及び公益法人会計基準注解において、次のとおりの事項について注記を行うことが求められているところ、財団の令和5年度の財務諸表に対する注記について、「(10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」及び「(14) 関連当事者との取引の内容」の記載が漏れていた。財務諸表に対する注記について記載するなど開示に努められたい。

また、その他記載事項についても、該当がない場合、当該注記の記載は不要であるが、毎年度、決算の度に注記の必要性について十分に確認をされたい。

² なお、当該仕訳は年度末時点で在籍しており、かつ期末手当を受給できる見込みのある職員にかかる期末手当に関するものであり、令和5年3月末時点で在籍していなかった他の職員の期末手当に関する会計処理は記載から除外している。

【措置内容】

今後は、財務諸表の注記について、「公益法人会計基準及び公益法人会計基準注解」に基づき、「満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損」並びに「関連当事者との取引の内訳」を記載するよう改めてまいります。